

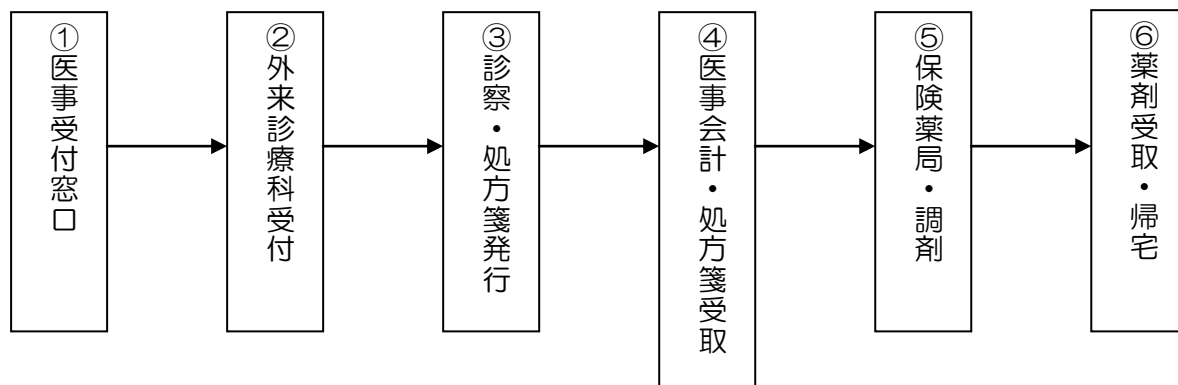
院外処方箋発行手順書

国立病院機構 神戸医療センター

薬剤部

平成 16 年 11 月 1 日 作成
平成 20 年 7 月 1 日 一部改正
平成 28 年 8 月 1 日 一部改正（院外処方箋発行時間、小児輪番日等）
平成 29 年 1 月 1 日 一部改正（疑義照会のルール変更）

1) 院外処方箋の流れ



- ① 医事再来・新患窓口
- ② 外来各診療科受付カウンター
外来患者の受け付け
- ③ 診察・処方箋発行
外来診察室のオーダ端末近傍より院外処方箋を印刷し、処方医師は記名押印（又は姓名自署）後、患者に渡す。
- ④ 医事会計・処方箋受取
外来患者は医事算定窓口に処方箋を提出する。
医事会計は会計清算後、処方箋に医事算定印を押印し患者に手渡す。
- ⑤ 保険薬局・調剤
外来患者は受け取った処方箋を保険薬局に直接持参する。
処方箋に疑義があれば、保険薬局は処方医に直接照会する。
- ⑥ 薬剤受取・帰宅
外来患者は保険薬局に持参した処方箋により調剤され、薬剤が交付される。

2) 院外処方箋発行時間

原則として診療時間内（平日8：30～17：15）とする。
時間外、土・日・祝日は院内処方とする。

3) 院外処方の対象

- ① 基本的事項
原則として、全診療科の全患者を対象とする。
- ② 院外処方と院内処方の併用
原則として、同一患者に対して同一診療日に一部の薬剤を院内で投薬し、他の薬剤を院外処方箋とすることは認められない。ただし、緊急の処置として使用した分（院内処方になる）は、診療報酬明細書に使用日、使用理由を記載することで他の薬剤を院外処方箋で出すことが認められている。
- ③ 併診の場合の運用

同一患者が同一診療日に当院で複数診療科を受診した場合、院外処方と院内処方の併用は認められない。院内処方となった診療科がある場合は、他の診療科についても院内処方として発行する。

④ 院外処方の対象外となる患者

- ・ 自費患者
- ・ 入院中外来
- ・ 身体障害等の理由で医師が院内処方での対応が望ましいと判断した場合
- ・ 公費申請中の患者（公費番号取得者は院外処方可）
- ・ 院内業務に従事する職員
- ・ 上記2）の院外処方箋発行時間に該当しない患者

⑤ 院外処方の対象外となる薬剤

- ・ 薬価基準未収載医薬品
- ・ 治験薬（治験中の患者であっても保険診療の範囲内は院外処方可とする）
- ・ 検査用薬剤（検査用等のコメント必要）
- ・ 医療用材料（自己注射用酒精綿、自己血糖測定用器具、材料は院内交付）
- ・ 自由診療薬剤（保険外処方箋医薬品の低用量ピル、禁煙用医薬品、勃起不全治療薬等は保険薬と用紙を別にして発行する。）

4) 院外処方薬剤に関する留意点

① 院外処方薬の新規採用

院外処方の対象となる薬剤を新規採用する場合は、薬剤委員会規程を適用する。ただし、保険薬局の応需体制の調整のため、薬剤委員会承認後3週間後の月曜日から処方を開始出来るものとする。

② インスリン製剤

注射筒（針）だけの処方は保険適応外となるため必ず薬剤とセットで処方する。ただし、院内で自己注射指導料注入器加算を算定している場合には、必要な薬剤や器材は院内で提供しなければならないので院内処方となる。

③ 麻薬

麻薬についても院外処方の対象とする。ただし、対応できる保険薬局は限られるため注意が必要である。

5) 疑義照会

① 疑義照会のルール

院外処方箋を応需した保険薬局は、その内容に疑義が生じた際は、処方医に直接電話をし、照会する。なお、照会した内容と得られた回答については、当該処方箋備考欄にその旨を記載し、当該お薬手帳に変更内容を記載する。次回患者が当院を受診する際に、保険薬局は当該お薬手帳を医師に掲示するよう指導する。処方医はその内容について確認する。

ただし、疑義が保険に関するこの場合には、保険薬局は医療事務外来係に照

会する。その他の院外処方箋に関することは薬剤部に照会する。

② 疑義照会時間（項目2の院外処方箋発行時間を参照）

平日 8：30～17：15

小児輪番日 13：00～18：30

処方内容については処方医師

保険内容については医療事務外来係

③ 連絡先

電話：078-791-0111（代表）

交換手より各医師 PHS、外来係、薬剤部に取次ぐ

6) 調剤ミス等が生じた場合

保険薬局で調剤ミス（アクシデント及びインシデント）が生じた場合には、速やかに当院薬剤部長に連絡後、報告書を提出すること。

7) 院外処方箋発行にあたってのその他の注意事項

① 処方医は疑義照会を減らすためにも、処方内容を十分確認してから患者に交付すること。特に用法・用量や服用時点、外用における使用部位などの不備は照会の多い事項なので十分注意すること。

② 年末年始や、ゴールデンウィークに特例で日数を多く処方する場合や有効期限の延長などは必ず長期投与コメント等を選択すること。（投与日数に制限のある薬剤）

③ 何らかの原因でオーダーリングシステムが故障した場合には、各診察室に障害時用として院外処方箋を備え、手書きで対応すること。